

収入印紙
—3万円—
消印しないこと
(関係)

誤った登録を避けるためにも、
申請書は楷書体で丁寧に記入すること。
登録内容に誤りがあった場合、有償での変更
が必要になる場合があります。

単位会受理印

印鑑
申請書その他提出書類に使用
する印鑑は、訂正印を含め、
全て同一のものとする。

印紙
登録免許税として、3万円分
の収入印紙を貼付すること。

行政書士登録申請書

令和 8年 5月 1日

日本行政書士会連合会
会長 殿

氏名 行政 花子

花子 行政

属性
該当する開業形態にチェック
を入れること。

本法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

フリガナ ギョウセイ ハナコ	性別	男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女
氏名 行政 花子	生年月日	明・大 <input checked="" type="radio"/> 昭 平 60年 5月 20日

本籍
本籍地で取得する身分証明書
のとおり記入。登録も身分
証明書どおりになります。

性 個人開業 行政書士法人の社員 行政書士又は行政書士法人の使用人

籍 東京都港区虎ノ門四丁目

所 (〒105-0001) TEL 03 (6435) 7330

東京都港区虎ノ門4丁目1番地28号 **欄外の(備考)※1に該当
する場合は記入すること**

ギョウセイショシハナコジムショ

名称 行政書士花子事務所 ※1 (法人番号:)

住所
住民票のとおり記入。登録
も住民票どおりになります。

事務所の所在地 (〒105-0001) TEL 090 (1234) 5678

東京都港区虎ノ門4-1-28

※2 主たる事務所の所在地 (〒) TEL ()

欄外の(備考)※2に該当する場合のみ記入すること。

事務所名称
「事務所名称に関する指針」に
則り、行政書士事務所として誤認
や混同が生じない名称とするこ
と。

事務所所在地
申請書に記入したとおり
登録されます。
住民票に記載がないビル名等も登
録することが可能です(後に追加登
録する場合は有償)。

合格 神奈川県 令和1 年度 第 1234 号

各 行政書士法第2条第 号該当 昭和26年法律第4号附則第2項該当

1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	会計士補

過去の行政書士登録 有 ・ 無 過去の特定行政書士付記 有 ・ 無

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員 事務所が行政書

すること。

注1: 未設立 人事務所の名

注2: 現金納 付けること。

その他資格
試験合格以外の資格での登録の際は、
 にチェックを入れ、行政書士法第2条の該当資
格の号数を記入すること。

類似資格
登録し、業としている他の資格があれば、○で囲
むこと。なお、「その他」は「会計士補」又は「測
量士補」の場合に限り○で囲み、右欄にどちらか
の名称を記入すること。

(以下 日本行政書士会

添付書類	単位会会長意見書	資格を証する書面	誓約書
	戸籍抄本	職歴の補足資料	法第2条の2第二号証明書
	住民票	学歴証明書	本人の写真
	履歴書	合同・共同事務所届出書	

決裁	会長	副会長	委員長	委員	
点検	局長	次長	課長	係長	課員

受付番号 ()